

議案第12号

二宮町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月22日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

国民健康保険事業の運営を維持することを目的に、税率等の変更を行うことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

二宮町国民健康保険税条例（昭和41年二宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「二宮町国民健康保険条例」の次に「（昭和34年二宮町条例第76号）」を加える。

第4条第1項中「100分の6.25」を「100分の6.93」に改める。

第7条中「100分の2.1」を「100分の2.65」に改める。

第8条中「9,400円」を「10,900円」に改める。

第9条中「100分の2」を「100分の2.55」に改める。

第22条第1項第1号ウ中「6,580円」を「7,630円」に改め、同項第2号ウ中「4,700円」を「5,450円」に改め、同項第3号ウ中「1,880円」を「2,180円」に改め、同条第2項第2号ア中「1,410円」を「1,635円」に改め、同号イ中「2,350円」を「2,725円」に改め、同号ウ中「3,760円」を「4,360円」に改め、同号エ中「4,700円」を「5,450円」に改める。

第25条第1項第3号イ（ア）中「健康保険法」の次に「（大正11年法律第70号）」を加え、同号イ（イ）中「船員保険法」の次に「（昭和14年法律第73号）」を加え、同号イ（ウ）中「国家公務員共済組合法」の次に「（昭和33年法律第128号）」を、「地方公務員等共済組合法」の次に「（昭和37年法律第152号）」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

2 改正後の二宮町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(議案第12号) 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、二宮町国民健康保険条例(昭和34年二宮町条例第76号)第9条の規定にもとづき、国民健康保険税に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.93</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.65</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,900円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第9条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.55</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、二宮町国民健康保険条例第9条の規定にもとづき、国民健康保険税に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.25</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,400円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第9条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,630円</u></p> <p>エ・オ（略）</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,450円</u></p> <p>エ・オ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定</p>	<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,580円</u></p> <p>エ・オ（略）</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,700円</u></p> <p>エ・オ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定</p>

改正後	改正前
<p>同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,180円</u></p> <p>エ・オ (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,635円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,725円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,360円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,450円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 町長は、次の各号に掲げる納税義務者のうち特に必要があると認める者については、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納税義務者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当</p>	<p>同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,880円</u></p> <p>エ・オ (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,410円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,350円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,760円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,700円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 町長は、次の各号に掲げる納税義務者のうち特に必要があると認める者については、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納税義務者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当</p>

改正後	改正前
<p>該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p> <p>(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者</p> <p>(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p> <p>(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(イ) 船員保険法の規定による被保険者</p> <p>(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>